

鈴鹿市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市規則第10号

鈴鹿市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則の一部を改正する規則

鈴鹿市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則（平成29年鈴鹿市規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
(助言又は指導) 第3条 <u>法第13条第1項の指導は、指導書(第3号様式)により行うものとする。</u> 2 法第22条第1項の助言又は指導は、指導書(第3号の2様式)により行うものとする。 (勧告) 第4条 <u>法第13条第2項の規定による勧告は、勧告書(第4号様式)により行うものとする。</u> 2 法第22条第2項の規定による勧告は、勧告書(第4号の2様式)により行うものとする。	(助言又は指導) 第3条 法第22条第1項の助言又は指導は、 <u>口頭又は指導書(第3号様式)</u> により行うものとする。 (勧告) 第4条 法第22条第2項の規定による勧告は、 <u>勧告書(第4号様式)</u> により行うものとする。

第3号様式を第3号の2様式とし、第2号様式の次に次の1様式を加える。

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長 印

指導書

あなたが所有（管理）する次の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第13条第1項に定める「管理不全空家等」に該当すると認められました。

つきましては、次のとおり周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第13条第1項の規定に基づき指導をします。

- 1 対象となる管理不全空家等
所在地
用途
所有者（管理者）の住所及び氏名
- 2 指導に係る措置の内容
- 3 指導に至った事由
- 4 指導の責任者及び連絡先

備考

- 1 上記2に示す措置を実施した場合は、遅延なく上記4に示す者に報告すること。
- 2 上記2に示す措置をとらなかった場合、法第13条第2項の規定に基づき、当該措置をとることを勧告することがあります。
- 3 上記1に係る敷地が、地方税法第349条の3の2又は第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、勧告により、当該敷地について当該特例の対象から除外されることとなります。

第4号様式を第4号の2様式とし、第3号の2様式の次に次の1様式を加える。

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長

印

勧告書

あなたが所有（管理）する次の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第13条第1項に定める「管理不全空家等」に該当すると認められたため、あなたに対して対策を講じるように指導してきましたが、現在に至っても改善がなされていません。

つきましては、次のとおり速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法13条第2項の規定に基づき勧告します。

- 1 対象となる管理不全空家等
所在地
用途
所有者（管理者）の住所及び氏名
- 2 勧告に係る措置の内容
- 3 勧告に至った事由
- 4 勧告の責任者及び連絡先

備考

- 1 上記2の措置を実施した場合は、遅延なく上記4の者に報告すること。
- 2 上記1に係る敷地が、地方税法第349条の3の2又は第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、この勧告により、当該敷地について当該特例の対象から除外されることとなります。
- 3 上記2の措置が実施されず、法第2条第2項に定める「特定空家等」となった場合、必要に応じて、法第22条に基づき、必要な措置をとることとなります。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。